第30回 岩手中部水道企業団議会定例会 会議録

令和7年2月6日 開会 令和7年2月6日 閉会

岩手中部水道企業団

第30回 岩手中部水道企業団議会定例会 会議録

3 議事日程

- 日時 令和7年2月6日(木曜日) 午後3時00分開議
- 場所 花巻市交流会館 1階 交流スペース
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告並びに施政方針
- 第4 現金出納検査及び定期監査の報告
- 第5 議案第1号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例
- 第6 議案第2号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例及び岩手中部水道企業団 個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)
- 第9 議案第5号 令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算
- 第10 発議案第1号 岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(11名)

1番	及	Ш	恒	雄	君	2番	伊	藤	忠	宏	君
3番	藤	原		慶	君	5番	照	井	明	子	君
6番	若	柳	良	明	君	7番	佐	藤		現	君
8番	齊	藤	金	浩	君	9番	佐	藤	光	夫	君
10番	髙	橋	敬	子	君	11番	髙	橋	久美子		君
12番	平	野	明	紀	君						

6 欠席議員(1名)

4番 白鳥顕志君

7 会議録署名議員

5番 照 井 明 子 君 6番 若 柳 良 明 君

8 説明のため出席した者

企 業 八重樫 浩 文 君 長 副 業 長 上田東 _ 君 企 熊 谷 副 企 業 長 泉 君 及川義明君 副 企 業 長 監 査 委 員 髙 橋 守 君 監 査 委 員 萬 久 也 君 木 村 仁 君 局 長 監 技 君 八重樫 和 博 総 務 課 長 久保田 幸 喜 君 営業企画課 照 井 秋 彦 君 長 危機管理課長 佐藤 清 基 君 路 管 課 長 小田嶋 伸 君 施設第一課 長 髙 橋 文 也 君 施設第二課 佐 賀 裕 行 君 長 営業企画課主幹 伊 藤 志 君 剛 長 課 補 営業企画課経営企画係長 千 葉 章 世 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長 平 野 大 介 君 花巻市市民生活部長 佐々木 賢 二 君 紫 波 町 建 設 部 長 谷 地 和 也 君

10 職務のため議場に出席した職員

書 記 菅原健志君

午後3時00分 開会

○議長(平野明紀君) 本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより第30回岩 手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後3時00分 開議

○議長(平野明紀君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(**平野明紀君**) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により議長において指名いたします。

5番、照井明子議員、6番、若柳良明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(平野明紀君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明紀君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告並びに施政方針

- ○議長(平野明紀君) 日程第3、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。
- ○企業長(八重樫浩文君) 第30回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業 務報告並びに令和7年度の施政方針を申し上げます。

初めに、今年度も残すところ2か月弱となりましたが、当企業団が実施している水道施設及び管路の整備に係る事業につきましては、構成市町及び議員各位の御理解と御協力により、順調に進捗しているところであります。

まず、上下水道耐震化計画の策定について申し上げます。

令和6年能登半島地震の甚大な被害経験を受け、国の主導により上下水道緊急点検が行われたところであります。その結果を踏まえ、国土交通省から全国の地方自治体に対し、上下水道 耐震化計画を策定するよう要請がございました。

これを受け、当企業団では、各構成市町の下水道担当課と調整を行い、令和7年1月に岩手中部水道事業団上下水道耐震化計画を策定したところであります。本計画では、北上市、花巻市、紫波町の重要施設を設定し、当該施設に接続する管路のうち、令和7年度から令和11年度までの5年間で30キロメートルを整備していくこととしております。

今後は、構成市町と連携を図りながら、本計画に基づいた耐震化を進めて参ります。

次に、令和7年度の施政方針を申し上げます。

水道ビジョンの計画期間の最終年度となる令和7年度は、水道ビジョンの基本理念に掲げる 地域と未来をつなぐ岩手中部の水道の実現を目指し、安全、強靱、持続の3つの観点から、引 き続き実施施策に取り組んで参ります。

主な事務事業でありますが、水道施設の維持管理のため、北上川浄水場の脱水機や汚泥処理施設の修繕等を計画的に実施するほか、浄水場等の運転管理業務委託を行います。また、漏水調査及び漏水箇所の早期修繕や老朽管更新に伴う給水管の切り替え工事を実施し、引き続き有収率の向上に取り組んで参ります。

次に、主な建設改良事業でありますが、花巻市東和地区の竹中浄水場及び谷内浄水場の電気機械設備等の更新工事や高円万寺浄水場の水処理制御盤更新工事をはじめとする経年施設の更新を進めて参ります。また、配水管につきましては、水道管路緊急改善事業と配水支管整備事業を合わせまして、3市町で38か所、延長約18キロメートルの更新を進めて参ります。

次に、令和8年度を計画初年度とする新水道ビジョンの策定についてであります。

令和6年度は、水道ビジョン策定委員会等を設置し、計画体系、企業団の課題の抽出、水需要予測等の検討を進めたほか、水道利用者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

令和7年度は、実施施策や財政計画等の検討を進め、議員、構成市町から御意見をいただき ながら、パブリックコメントを経て、令和8年3月の策定を目指して参ります。

以上、令和6年度の業務報告並びに令和7年度の施政方針を申し上げましたが、引き続き議員各位並びに構成市町、地域住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、安全安心な水道水の安定供給に努めて参ります。

以上であります。

○議長(平野明紀君) ただいまの業務報告並びに施政方針に対する質疑に入ります。(「なし」

と呼ぶ者あり)

○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査及び定期監査の報告

○議長(**平野明紀君**) 日程第4、現金出納検査及び定期監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記(**菅原健志君**) 現金出納検査及び定期監査について報告いたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計、令和6年10月分から令和6年12月分、現金出納検査の結果について。検査の結果、会計処理は会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

次に、定期監査について報告いたします。

令和6年度定期監査結果報告書、監査の結果、事務事業の執行状況はおおむね良好と認められた。なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

以上であります。

- **○議長(平野明紀君)** ただいまの報告に対する質疑に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を集結いたします。

日程第5 議案第1号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

○議長(平野明紀君) 日程第5、議案第1号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長(木村仁君) ただいま上程となりました、議案第1号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、岩手県人事委員会勧告に準拠し、所要の改正をするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(平野明紀君) これより質疑に入ります。
 - 5番、照井明子議員。
- ○5番(照井明子君) 5番、照井明子でございます。1点質問いたします。

扶養手当でございます。この配偶者扶養手当の廃止、3年に渡って段階的に進められるというふうに私認識しておりますけれども、本企業団におきましての該当となる人数についてお尋ねいたします。

- ○議長(平野明紀君) 総務課長。
- ○総務課長(久保田幸喜君) はい、お答えいたします。

ちょっと詳しい資料がございませんで、大変申しわけないんですけれども、扶養手当が受給 されている大体の人数は40名ほどになってございます。

- ○議長(平野明紀君) ほかに質疑の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。
- ○議長(平野明紀君) これより討論に入ります。討論の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例を採決いたします。

- ○議長(平野明紀君) 本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長(平野明紀君) 日程第6、議案第2号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長(木村仁君) ただいま上程となりました、議案第2号、岩手中部水道企業団給水条例 の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に

よる水道法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(平野明紀君) これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。
- ○議長(平野明紀君) これより討論に入ります。討論の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

- ○議長(平野明紀君) 本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例及び岩手中部水 道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

- ○議長(平野明紀君) 日程第7、議案第3号、岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例 及び岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。 議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。
- ○局長(木村仁君) ただいま上程となりました、議案第3号、岩手中部水道企業団行政不服 審査法施行条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例につい て、提案の理由を申し上げます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則の変更を行うとともに、所要 の改正をするものであります。

なお、施行日は令和7年6月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(平野明紀君) これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。
- ○議長(平野明紀君) これより討論に入ります。討論の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者

あり)

○議長(平野明紀君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を採決いたします。

- ○議長(平野明紀君) 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」 と呼ぶ者あり)
- ○議長(**平野明紀君**) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2 号)

○議長(平野明紀君) 日程第8、議案第4号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計 補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長(木村仁君) ただいま上程となりました、議案第4号、令和6年度岩手中部水道企業 団水道事業会計補正予算(第2号)について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第2条、収益的収入及び支出でありますが、内訳を12ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、12ページをお開き願います。水道事業費につきまして、既決予定額に1,499万4,000円を増額し、予算の総額を68億5,186万5,000円とするものであります。内容は、岩手県人事委員会勧告等による人件費の調整によるものであります。

1ページにお戻りいただいて、第3条、債務負担行為でありますが、水質検査用品購入ほか19件について、期間及び限度額をそれぞれ設定し、追加するものであります。

2ページの第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますが、職員給与費の既決予定額に1,443万9,000円を増額し、6億3,220万3,000円とするものであります。内容は、岩手県人事委員会勧告等による人件費の調整によるものであります。

以上、令和6年度補正予算(第2号)の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の 上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平野明紀君) これより質疑に入ります。

11番、髙橋久美子議員。

○11番(髙橋久美子君) 11番、髙橋です。質問2点あります。1点目は、2ページ、第3条 債務負担行為の一番下、水道料金等徴収業務委託は、期間が令和6年度から令和13年度までで、 限度額が18億9,380万4,000円となっておりますが、7年度からの業務委託の更新にあたり、契約期間を7年に設定するということかどうかお願いします。

あと、もう1点が、昨年12月、国で令和6年度補正予算に計上された重点支援地方交付金というものがありました。国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、地域の実情等に応じた物価高騰対策の推進メニューに水道料金の減免にも対応とあったのを見たのですが、以前10月の一般質問のときにも、私は水道料金の引き下げについて質問したときに、交付金等あれば検討を各自治体に要望をしていこうと考えておりますというふうに答弁した記憶があるのですが、今回はそういうことで各市町村に要望をはされなかったのかどうか、お願いいたします。

○議長(平野明紀君) 営業企画課長。

○営業企画課長(照井秋彦君) 髙橋久美子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目です。水道料金徴収業務委託の今度の債務負担行為に関して、6年分が今度7年 分になるのかという御質問に対して、実質はですね、6年間の契約をする予定です。

ただし、準備の期間として、移行期間というんですか、現在委託契約をしている業者さん じゃない場合がございますので、7年度は準備の期間として設けてございます。実際に料金徴 収業務委託として契約するのは、8年度から13年度までの6年間で、現在と同じ6年間で考え てございます。

もう一つの御質問に対してです。

重点支援交付金に関してです。今回のこの交付金の中身に関してでしたけれども、議員さんにも前回10月議会で御質問いただきました。この交付金の中身に関してですけれども、事業体支援という意味合いの分一つと、あと先ほど議員さんもお話しいただきましたけども、料金の減免した場合のそれに対する補てんという形の2つの側面で、今回、内容が水道事業に関してですけれども、ありました。

10月議会で私どもの方で、お話しさせていただいた内容としまして、構成市町さんの方に機会があれば要望いたしますとお答えさせていただいたのは、意味合い的には我々の事業体に対しての支援に関して、物価高騰等で、例えば動力費とかでちょっと苦しい状況だということがあれば、我々の支援という意味で機会があれば、要望させていただくというふうな形でお答えさせていただきました。で、議員さんにお話しいただきました水道料金の減免等に関しての要望に関してはですけれども、そちらに関しては、今回の交付金の目的でもございますけれども、地域の実情を踏まえまして、構成市町の方で判断して、そちらの水道料金に関しての減免が今

回の支援に結びつくのかどうかと、いろいろな支援があると思うんですけども、そういった形で水道料金の減免等の事業に関しては、構成市町さんが判断して事業として取り組むものと考えてございます。

ただし、構成市町さんの方で、我々に協議ということがございましたならば、我々の方も検 討という形で対応させていただきたいと思っています。

実際の今回の我々の要望に関してですけれども、交付金の通知の方がちょっと12月半ばに 我々の方に情報が入ってきまして、実際ちょっと期間がなかったもんですから、実際、交付に 関しての要望事務というのが3市町ともちょっと調整、連結した形で調整をとらなければなら なかったこともございまして、ちょっとそのいとまがございませんでして、今回は要望をして いないということでございます。

以上でございます。

- ○議長(平野明紀君) 11番、髙橋久美子議員。
- ○11番(髙橋久美子君) 再質問なんですが、一番最初に質問した水道料金等徴収業務委託についてなんですが、6年契約だということなんですが、その1年間は準備期間とおっしゃったんですが、新規に契約する事業者であるならば、準備期間、移行期間というのはわかるんですが。契約の方法は随意契約なのか、プロポーザルなのかお願いします。

そして、今回、その答弁でおっしゃった1年間は、その準備期間、移行期間というのはこれまでも同じような事業で同じことをしたのか、そういうふうに1年は移行期間、6年契約っていう目的とか理由があればお願いいたします。

- ○議長(平野明紀君) 営業企画課長。
- ○営業企画課長(照井秋彦君) 髙橋久美子議員さんの質問にお答えさせていただきます。まずは、今までの前の分の契約に関してですけれども、同じような形で準備期間というものを設けて、6年間の実務という形でやらせていただいておりました。

契約に関してはですね、プロポーザルという形をとらせていただいておりました。

なぜ今回も準備期間というものを設けているということでございますけれども、やはり随意 契約ではございませんので、違う業者さんが来た場合に、どうしてもこの料金徴収、業務委託 のいろいろな細かなことがございますので、移行期間というシステムもそうですし、マニュア ルと、あとその手続き等ですね、いろいろございますので、今度の新しい業者さんも参入でき るように、移行期間というのを逆に言えば、ある程度長く持たせないと、どうしても同じ業者 さんしか手を挙げられないような形というのがございますので、なるべくどちらかというと競 争を我々はさせたいので、ある程度の長い期間というのをあえてとれるように、事務をちょっと急いだりして、今回はいつもよりはちょっと長い期間を設けてですね、準備期間というのを、 1年までは実はないんですけれども、あと10か月程度とれるような形で今回は事務を進めて、 競争の原理が働くような形で事務を今回は行っております。

以上でございます。

- ○議長(平野明紀君) ほかに質疑の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。
- ○議長(平野明紀君) これより討論に入ります。討論の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)を採 決いたします。

- ○議長(平野明紀君) 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長(平野明紀君) 日程第9、議案第5号、令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計 予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長(木村仁君) ただいま上程となりました、議案第5号、令和7年度岩手中部水道企業 団水道事業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。初めに第2条業務の予定量について申し上げます。

給水戸数は9万7,000戸を予定しており、前年度当初予算と比較して1,800戸の減少を見込んでおります。

年間総配水量は2,289万2,472立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して58万3.537立方メートルの減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業でありますが、原水及び浄水施設整備事業を6億6,718万1,000円、配水及び給水施設整備事業を15億1,027万円、水道管路緊急改善事業を14億4,910万円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でありますが、水道事業収益を67億6,517万円、 水道事業費を69億1,059万4,000円としており、物価や電気料金等の高騰の影響から、令和6年 度に引き続いて費用が収益を上回る予算の編成となっております。

詳細は23ページ以降の予算事項別明細書に記載しておりますので、23ページをお開き願います。

水道事業収益のうち、給水収益は51億5,158万2,000円であり、有収率を88.2%と見込み積算 しております。

24ページをお開き願います。水道事業費のうち、原水及び浄水費には、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託のほか、修繕費、動力費などの施設の維持管理費を計上しております。

25ページの配水及び給水費は、主なものといたしまして、委託料に漏水調査及び漏水修繕業務委託、修繕費に老朽管更新に伴う給水管切替えに要する費用等を計上しております。

26ページの業務費ですが、委託料に料金徴収業務委託のほか、水道料金収納に係る経費を計上しております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、記載のとおりであります。

先に述べましたとおり、費用が収益を上回る状況であることから、業務のさらなる効率化を 行い、支出の抑制に努めるとともに、新水道ビジョンの策定において経営改革の検討に取り組 んで参ります。

1ページにお戻り願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でありますが、資本的収入を28億4,261万4,000円。

2ページをお開きいただきまして、資本的支出を55億7,566万8,000円としております。詳細は28ページ以降に記載しておりますので、28ページをお開き願います。

資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債18億3,340万円、構成市町出資金4億8,111万3,000円、国庫補助金4億2,860万2,000円であります。

29ページ、資本的支出でありますが、建設改良費のうち、原水及び浄水施設整備費には水道施設の更新に係る工事請負費等を計上しております。

配水及び給水施設整備費には、基幹管路以外の配水管、いわゆる配水支管の更新に係る工事 請負費等を計上しております。

水道管路緊急改善事業費には、企業団において基幹管路と定める管路の更新に係る工事請負 費等を計上しております。 営業設備費には、水質検査機器の更新費等を計上しております。

そのほかの収入及び支出の内容につきましては、記載のとおりであります。

1ページにお戻りいただきまして、第4条、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、 27億3,305万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億2,720万9,000円及 び過年度分損益勘定留保資金24億584万5,000円で補てんしようとするものであります。

2ページをお開き願います。第5条、債務負担行為でありますが、ホームページリニューア ル業務委託ほか5件について、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

第6条、企業債でありますが、配水施設、浄水施設整備事業として18億3,340万円を限度額とするものであります。

第7条、一時借入金でありますが、5億円を限度とするものであります。

3ページ、第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用でありますが、第9条に定める経費であります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用することができるとするものであります。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますが、職員給与費及 び交際費につきまして、それぞれ記載しております。

第10条、構成市町からの補助金でありますが、857万2,000円とし、国が定める繰出基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に関する繰出額を記載しております。

第11条、棚卸資産購入限度額でありますが、1億1,708万6,000円とし、水道メーター及び修理用資材の購入に充てるものであります。

続きまして、お手元にお配りしております「令和7年度キーパフォーマンス指標項目の設定 について」を御覧ください。

合計15項目のKPI指標のうち、予算に関連する主なものについて御説明いたしますと、1ページ、総務課の1番及び2番でありますが、職員一人当たりの研修時間の目標値を内部研修時間は7.5時間、外部研修時間は21時間とし、職務遂行に必要な知識や技能の習得能力の向上を図って参ります。

2ページ、営業企画課の4番、給水収益に対する企業債残高の割合でありますが、目標値を 450.6%とし、事業費、企業債残高等に留意しながら、企業債借入の抑制に努めて参ります。

6番、料金回収率でありますが、目標値を90.8%とし、給水収益を確保することで供給単価 を維持するとともに、収益的支出を抑制し、給水原価の低減に努めて参ります。

3ページ、管路課の8番、有収率でありますが、目標値を88.2%とし、漏水調査の実施によ

る漏水箇所の早期発見、早期修繕及び老朽管更新に取り組んで参ります。

4ページ、9番、管路の更新率でありますが、目標値を0.61%とし、管路の更新工事に取り 組んで参ります。

最後に、10番、管路の耐震管率でありますが、目標値を26.8%とし、耐震管の更新を進めて 参ります。

その他の指標につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページ、キーパフォーマンス指標用語解説には、各KPIの解説と目標値の算出根拠及び他団体比較を掲載しております。

以上、令和7年度予算の概要について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、原 案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平野明紀君) これより質疑に入ります。

11番、髙橋久美子議員。

〇11番(髙橋久美子君) 2点質問いたします。私の聞き漏らしかもしれませんが、7ページ、資本的支出の、1款、1項、5目の水道管路緊急改善事業費が前年度に比べて2億円プラスになっております。資材、人件費、上がっていることの影響もあるとは思うんですが、どれくらい進むのか、進捗状況がどのようになるのか、ちょっと詳しいところがわかれば教えてください。

あともう一つ、2点目が。9ページ、給与費明細書、1、総括の職員数について、会計年度 任用職員が6年度比1名減となっておりますが、この理由をお願いいたします。

- ○議長(平野明紀君) 総務課長。
- ○総務課長(久保田幸喜君) 予算書9ページの給与費明細書の方の御質問にお答えします。

会計年度任用職員がですね、前年度から1名減ということで予算要求してございます。内容 といたしましては、我々毎年予算要求時にですね、各課に会計年度任用職員何人必要ですかと いうことで照会してございます。

で、各課でその会計年度任用職員の業務等を精査をしてもらって、最終的な人数を報告いた だくんですけれども、今回はある一つの課の中で業務を精査した結果、1名減でも十分業務が できるというような判断をされたことで、今回1名減というような形で予算要求したところで ございます。

- ○議長(平野明紀君) 管路課長。
- ○**管路課長(小田嶋伸君)** はい。髙橋久美子議員の御質問にお答えします。管路更新の進捗

状況という、ことですけれども。

- ○11番(髙橋久美子君) 議長すいません。2億円が前年度よりプラスになったところの、内 訳というか、前のその配水及び給水施設整備費とかは前年度より減額になってるけれども、こ の水道管路緊急改善事業費だけが2億円プラスになっている理由をお願いしたいと思います。
- ○議長(平野明紀君) 管路課長。
- ○管路課長(小田嶋伸君) はい、前年度と比較した資料を調べまして、後でお答えしたいと思います。改めてお答えしたいと思います。
- ○議長(平野明紀君) 他に、質疑の方ありますか。5番、照井明子議員。
- ○5番(照井明子君) 4点お伺いしたいと思います。まず1点目は、1ページの説明に関しまして、水道事業費が水道事業収益より上回っておるという御説明がございました。この水道企業団設置の際ですね、当時、2038年まで水道料金、安定的な運営ができると、引き上げは考えていないというような御説明があったように記憶をしております。で、今のようなこういった状況によりまして、今後の水道料金の推移についての御所見をお伺いいたします。

それから、2点目は、私、この予算に関する資料、説明資料、ここのところに基づいてですね、準備をして参りましたので、そこの部分ので申し上げたいと思います。お尋ねしたいと思います。まず、29ページの1款6目41節、ここに水質検査機器更新費5,608万円ほど計上されております。そこでPFASの検査についてお尋ねいたします。現在、年一回の水質検査ととらえておりますけれども、2026年の4月から原則3か月に一度の実施を義務づけると国の方では方針が示されたようでございます。企業団におきまして、その方針に向けての新年度の取り組み及び前倒しのお考えはないかについてお尋ねをいたします。

3点目は、同じく29ページ、1款、建設改良費に関連しての質問でございますが、令和6年度デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用いたしまして、電子入札システムを導入したということでございますが、この令和6年度導入の評価と令和7年度運用についてどのように考えているのか、改善点などがあればお示しを願いたいなというふうに思っております。

4点目でございます。26ページに該当するかと思いますが、1款、7目、私、総係費に当たるのかなと思っておりますけれども、災害支援についてでございます。この災害支援については、おそらくこの予算には計上されていない。しかしながら、今後ともさまざまな災害が発生するというふうに捉えられるわけでございますけれども、現在の災害支援について少し調査をしたところ、総合支援の理念に基づいて、例えば本企業団より災害時に派遣した費用は、この

派遣した企業団で負担をするというふうな、そういうルールになっているようでございます。 問題は、こうした救援派遣費用が水道料金から賄われているということなんですね。で、能登支援に派遣した名古屋市の場合、ざっと2億円、2億円の災害費用がかかっているという報告がされました。こうした事案に対しまして、総務省の見解は、派遣費用を地方公営企業会計から支出することは適当ではないという、そういった見解を示しております。

これは、総務省自治財政局公営企業課より各地方公共団体財政担当課へ事務連絡が発出されている内容でございますけれども、その内容について御紹介いたしますが、被災した他の地方公共団体に対する企業職員の派遣、地方公共団体への物資の提供などの応援等に係る経費については、一般会計が地方公営会計に繰り出すことが適当であるというふうに、そのような文書が通知されているということでございます。

そこでお尋ねしたいのは、この総務省事務連絡の認識と一部事務組合であるこの企業団の今後の対応についてお尋ねいたします。以上4点でございます。

○議長(平野明紀君) 営業企画課長。

○営業企画課長(照井秋彦君) はい。まず1つ目、照井明子議員の質問に答えさせていただきます。収支予算に関して、収入と支出、支出の方が多くてマイナスになっているというお話でございました。で、以前、統合のときに料金の値上げ、何とか安定した形でいける見込みだということでお話ししたという内容に関してということでお聞きしましたけれども。

我々の今の水道料金でございますけれども、料金の算定期間というのが、統合が26年でしたので、26、27、28、29、30のこの5年間で必要な経費とどのくらいかかるかという予想とかですね、そういったかかる経費、そして必要なものという事業というものを考えて、それらの収支的なものを考え、そして資産を維持していくためには、どのくらいの利益というとちょっと語弊があるかもしれないですけれども、その収入と支出の差っ引きでいくらくらい料金から蓄えというのが必要なんだろうというふうな形でいろいろ考えた形での料金の算定で計算して、今の水道料金がございます。で、それを統合当時の事業等も取り入れまして、どのくらい今の原価と料金の単価でやっていけるかというシミュレーションをした形で、その時点では何とかぎりぎり、ある程度長い期間できるという算定で皆さんに御説明差し上げた形だと思います。

ただし、御存じのとおりですけれども、今回のこの、先の見えないような物価高騰ですとか、 ウクライナの情勢ですとかが、急激な情勢がその当時とは変わった形がございます。それらに 伴います物価高騰、あと人件費の高騰等で収支、収入と収支のバランスというのが、その当時 の計算とは実際に違ってますので、実際に人件費等も2割増しとかですね、そういった形もご ざいます。収入と支出のバランスがちょっと現在はその当時の試算とはちょっと変わってるといった形はございます。そこで、今後の見込みというお話だったと思いますけれども、収入と支出のそのバランス的なものはこれからプラスになっていくという形はちょっと考えづらい点があると思います。ただし、この状態で我々がこのまま事業ができなくなるかというのとはまたちょっと違った形でですね、そこに関しては、我々は現時点で今までやってきた、資産維持の関係で貯めてきた実際の貯金というものも実際ございますので、それらをいくらくらいまで実際残せばいいかというのも、実際いきなり料金値上げという形ではなく、残ってる財産、なんていいますか貯金というとちょっと語弊があるのかもしれませんけど、蓄えに関していくらまで残せばいいのかとか、借金もどこまですればいいのかというふうな形も、実際考えた形での料金検討なり、これからの事業をどこまでやっていくかというのを改めて考えた上での料金等の検討に、これから実際に水道ビジョンの、この機会を踏まえてですね、財政収支というものを考えた上での料金の検討という形になるものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(平野明紀君) 施設第一課長。
- ○施設第一課長(髙橋文也君) 照井明子議員の御質問にお答えいたします。 2点目のPFAS の件でございます。PFASについてですけども、国の方で令和8年度から水質基準項目に引き上げる方針を示しているようでございます。企業団としまして検査についてですけども、今年度に引き続きまして、新年度につきましても業務委託によりまして検査を考えておりますし、また、自前検査というのも可能となってきているようでございますので、その辺も現在検討しているところでございます。

今現在、予算措置しているのは一回でございますけども、自前検査の方でまた回数が変わる 可能性があるというところでございます。

以上でございます。

- ○議長(平野明紀君) 総務課長。
- ○総務課長(久保田幸喜君) はい、デジ田の関係でございます。御質問にお答えいたします。 令和6年度につきましては、議員おっしゃるとおりで、デジ田の交付金を活用いたしまして、 電子入札の導入部分といいますか、その部分についての補助をいただいたところでございます。 10月から電子入札を始めまして、実は10月なのでですね、件数はそんなに多くはありませんで した。

ちょっと件数まではわからないんですけれども、ただ、何件かやっている中で、大きなトラ

ブル等はございませんで、引き続き来年度もやっていこうというふうに考えてございます。なので、来年度からは交付金はありませんけれども、自前でやっていきたいなというふうに考えてございます。

で、今年度はですね、建設工事とコンサル業務についての電子入札でございましたが、来年度10月以降になるかと思うんですけれども、加えて物品、役務の方についても電子入札を進めていければなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(平野明紀君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(佐藤清基君) 危機管理課佐藤でございます。

まず、災害支援の考え方について、企業団の今後の対応についてお答えいたします。まず、 災害支援の費用の考え方ですけれども、詳しくは日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きと いう中に記載があるんですけれども、水道事業体の財源は受益者負担の原則により徴収される 水道料金でありますので、地震等の災害時においては、他の水道事業体に対して応援を行った 場合の費用負担は、応援水道事業体の水道の使用者である受益者の利用を損なわないようにす るというところが、原則であります。

そのため、応援水道事業体が、応援を行うにあたって特別に要した費用というのは、被災した水道事業体が支払うというところになります。

ただし、全て、被災事業体が払うというものではなくて、災害の規模によっては災害救助法によって国が負担するということになっておりますので、給水収益の割合というのもあるんですけれども、国の方から負担がある、補助があるというもので、こういった支払い、災害時の応援費用というのは支払われるものと認識しております。企業団もこの考え方で今後もやっていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(平野明紀君) 5番、照井明子議員。
- ○5番 (照井明子君) はい。最後、4件目の災害支援についてでございます。

激甚災害指定になればですね、国から被災事業体へ支給をされて、派遣事業体へ繰り入れを されると、それは理解します。ただ、その指定にならない場合、通常の場合、本給は支援事業 体が負担をし、手当超過勤務部分は受援事業体が負担をするという仕組みになっていないで しょうか。

そこのところの確認、それから、先ほど私が申しました総務省からの事務連絡ですね、この

事務連絡については、当企業団にも連絡が入っているのかどうかについての確認をいたします。

- ○議長(平野明紀君) 危機管理課長。
- **○危機管理課長(佐藤清基君)** はい、質問にお答えいたします。

職員の人件費についてですけれども、水道事業体が平時から必要とする費用は、応援活動に かかった費用であっても応援水道事業体の負担とするというのはそのとおりでございます。の で、職員の給与は応援事業体が払うというところです。

あと、総務省からの連絡というところですけれども、私どもではまだその通知については確認をしておりません。

以上です。

- ○議長(平野明紀君) 5番、照井明子議員。
- ○5番 (照井明子君) はい、3回までということですので、最後になりますけれども、私が問題にしたいのはですね、やはり私たち住民が支払う水道料金からこういう被災派遣費用まで賄わなければならないという、この仕組みが現存しているならば、これはやはり改善していかなければならない問題だと思っておりますし、総務省からそうした見解も示されておるわけですから、これはですね、広域行政でなければ恐らく簡単に済む話なんですね。一般会計から出せばいいということなんですけれども、残念ながらここは一部事務組合でございますので、各構成市町、この中でぜひ検討をしっかりとしていただきたい。災害対応、災害支援はやはり水道料金で賄う、賄わなければならない、これは私は改善していただきたいというふうに思っておりますので、新年度はぜひそうしたことも検討事項として設けていただきたいと思うわけですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(平野明紀君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(佐藤清基君) お答えいたします。

まずは、我々水道事業体、全国日本水道協会の考え方で統一した考えで災害対応をしておりますので、我々だけでは、その考え方というのは、変えられないというか、同じ考え方でいかないとだめだと思っております。ので、今後、日本水道協会や国の方にそういった要望をしていきたいと考えております。以上です。

- ○議長(平野明紀君) 他に質疑の方、ありませんか。
- ○議長(平野明紀君) 管路課長。
- ○管路課長(小田嶋伸君) 髙橋久美子議員の御質問にお答えします。水道管路緊急改善事業の2億円の分なんですけれども、こちらは延長としてはですね、年々落ちておりまして。こち

らに関しては、聞いていますが、6年度と比較しまして、6年度は口径が200から400という工事を行ってきておりましたけれども、7年度に関しては口径400のがほとんどでありますし、また口径500の箇所も出てきております。

そしてまた、400の口径の中にはJR推進の部分もございまして、普通の開削工事に比べ推進 工事は経費がかかりますので、その分の、事業費の向上ということとなります。以上でござい ます。

- ○議長(平野明紀君) よろしいですか。
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。
- ○議長(平野明紀君) これより討論に入ります。
- ○議長(平野明紀君) 討論の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

- ○議長(平野明紀君) 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第1号 岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長(平野明紀君) 日程第10、発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例 の一部を改正する条例を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

○書記(**菅原健志君**) 発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。

地方自治法112条の規定に基づき、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例の一部を改正 する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月6日提出。提出者、岩手中部水道企業団議会議員髙橋久美子、賛成者岩手中部 水道企業団議会議員若柳良明、同じく佐藤光夫。

以上であります。

○議長(平野明紀君) 提案理由の説明を求めます。

11番、髙橋久美子議員。

○11番(髙橋久美子君) ただいま上程となりました発議案第1号、岩手中部水道企業団議会 個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。 なお、施行日は令和7年6月1日からとするものであります。

何とぞ原案のとおり御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(平野明紀君) これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって質疑を終結いたします。
- ○議長(平野明紀君) これより討論に入ります。
- ○議長(平野明紀君) 討論の方ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を 採決いたします。

- ○議長(平野明紀君) 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(平野明紀君) 御異議なしと認めます。
 よって、本件は原案のとおり可決されました。
- ○議長(平野明紀君) 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって第30回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 平 野 明 紀

岩手中部水道企業団議会議員 照 井 明 子

岩手中部水道企業団議会議員 若柳良明